

一宮生活協同組合 返品手数料規程

(目的)

第1条 この規程は、一宮生活協同組合利用規則第11条第2項にもとづき、商品の返品手数料について定めます。

(定義)

第2条 メーカーに商品を返す際に掛かる送料の一部を負担していただくもの。送料全額ではなく、送料の一部を組合員に平等に負担していただくため、送料ではなく手数料としています。

(手数料)

第3条 商品の返品（交換含む）を受ける際は、次に掲げるとおりの手数料（消費税別）をいただきます。商品は次回配達時に回収とします。

返品（交換）理由	返品（交換）手数料
不良品 イメージ相違・サイズ不適合（衣料品・靴） 代替品がお気に召さない場合 スクロール （原則未使用品に限る）	無料
注文間違い （食品以外・未使用品・未開封に限る）	税込価格3,000円以上のもの … 600円（消費税別） 税込価格3,000円未満のもの … 300円（消費税別）

(例外)

第4条 日生協カタログ「くらしと生協」商品の返品については、くらしと生協カタログの裏表紙等でご案内している返品方法・基準に準ずるものとします。

2020年2月25日 制定

2020年3月21日 施行